

(電子提供措置の開始日 2025年 6 月 2 日)

第78期 定時株主総会

交付書面省略事項

自 2024年 4 月 1 日

至 2025年 3 月31日

《事業報告》

- | | | |
|--------------------------------------|-------|---------|
| ■内部統制システムに関する基本方針および
その整備・運用状況の概要 | ・ ・ ・ | 1 ～ 8 頁 |
| ■会社支配に関する方針 | ・ ・ ・ | 9 頁 |

《計算書類》

- | | | |
|----------------------|-------|---------|
| ■連結株主資本等変動計算書 | ・ ・ ・ | 10 頁 |
| ■連結注記表 | ・ ・ ・ | 11～27 頁 |
| ■株主資本等変動計算書 | ・ ・ ・ | 28 頁 |
| ■個別注記表 | ・ ・ ・ | 29～35 頁 |
| ■連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 | ・ ・ ・ | 36～37 頁 |
| ■会計監査人の監査報告 | ・ ・ ・ | 38～39 頁 |
| ■監査等委員会の監査報告 | ・ ・ ・ | 40～41 頁 |

本内容は、法令および当社定款第 18 条の規定に基づき、当社ホームページ
(<https://www.autobacs.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>) に掲載する
ことにより株主の皆様へご提供しております。

株式会社オートバックスセブン

■ 内部統制システムに関する基本方針およびその整備・運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性および効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守ならびに資産の保全を目的として、会社法第 362 条第 5 項および同法同条第 4 項第 6 号ならびに会社法施行規則第 100 条第 1 項および同規則同条第 3 項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会の決議により定めております。

「内部統制システム構築の基本方針」

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、事業統括制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
- ② 業務執行者に対する監査・監督機能の強化を図るため、監査等委員会の効果的かつ効率的な監査・監督体制を構築する。
- ③ 取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置し、取締役等の選解任および報酬体系ならびにその他ガバナンスに関する事項について諮問することで、意思決定プロセスの透明性、客観性を高める。
- ④ 取締役、事業統括および従業員は、「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
- ⑤ コンプライアンスに係る規程を定め、担当事業統括を統括責任者として置き、その所轄下にコンプライアンス担当部門を設け、コンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
- ⑥ 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
- ⑦ 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる「オレンジホットライン」（グループ内通報制度）を設置する。
- ⑧ 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査・監督する。
- ⑨ 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査し、定期的に、代表取締役社長および監査等委員会に監査結果を報告する。
- ⑩ 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理および機密情報管理等に係る社内規程に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理する。
- ② 取締役または監査等委員会は、取締役の職務執行を監査または監督するために必要な場合は、これらの文書等をいつでも閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における、被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立する。
- ② 代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント年度方針を策定し、当該方針およびリスクマネジメントに係る規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。
- ③ 統合リスクマネジメント態勢の実効性と妥当性について、内部監査により監査し、定期的に取締役会および監査等委員会に報告する。
- ④ 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、リスクマネジメント委員会の長である代表取締役社長が危機対応本部を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つ。
- ② 取締役会は、業務執行の合意形成の場として経営会議を設置する。経営会議は、取締役会決議事項に係る事前審議等を行い、取締役会に対して、事前審議結果を含む、意思決定に十分な情報を提供する。
- ③ 取締役会では中長期的な計画および年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
- ④ 取締役会は、経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および事業統括に業務の執行を委任する。
- ⑤ 代表取締役は、事業統括責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および事業統括の職務の執行を統括する。また、業務執行取締役および事業統括は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 当社は、当社が定める関係会社管理規程および同規程に基づく子会社運営基準において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ・ 当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、取締役会等の重要会議に当社事業統括または従業員が参加することを求める。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社は、当社グループ全体のリスクマネジメントに係る規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・ 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針および運用方針を策定する。
 - ・ 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- ④ 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は子会社に、その役員および従業員が「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
 - ・ 当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させるとともに、必要に応じて監査役を派遣する。
 - ・ 当社は子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
 - ・ 当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置したオレンジホットラインを利用する体制を構築させる。
- ⑤ その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
 - ・ 当社の監査等委員会および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

当社では、監査等委員会の職務を補助するため、専任の従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(7) 前項の従業員の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮・命令のみに基づき職務を行うものとする。人事考課は監査等委員会の長が行い、人事異動、処遇については、監査等委員である取締役と代表取締役が協議する。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員会の指揮・命令に従う旨を当社の取締役、事業統括および従業員に周知徹底する。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

① 当社の取締役および従業員等が監査等委員会に報告するための体制

- ・ 取締役および事業統括は、子会社に関する事項も含め、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議やその他の機会を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
- ・ 取締役、事業統括および従業員は、監査等委員会から業務に関する報告を求められた場合、または監査等委員会が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ・ 取締役および事業統括は、法令等の違反行為等、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。

② 子会社の取締役、監査役および従業員等から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 子会社の役員および従業員は、当社監査等委員会から業務に関する報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
- ・ 子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに子会社内においてしかるべき報告を行うとともに、当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、またはオレンジホットラインに通報する。
- ・ 当社内部監査部門および内部統制部門は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

- ・ オレンジホットラインの担当部門は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をした上で、定期的に取り締役会および監査等委員会に対して報告する。

(10) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

(11) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会の監査機能の向上のため、社外監査等委員の選任に当たっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- ② 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門等は、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に行い、緊密な連携を図る。
- ③ 代表取締役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、監査等委員会と定期的な会合を開催する。
- ④ 監査等委員会が職務の遂行に当たり必要な場合は、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る体制を整備する。

2006 年 5 月 19 日制定

直近改定日 2024 年 5 月 21 日

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制担当部門を中心に、体制の整備とその適切な運用に努めております。

「当事業年度の運用状況の概要」

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当事業年度において、ガバナンス委員会を 14 回開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く）および事業統括の報酬制度、取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を含む）および会社機関設計等について検討いたしました。
- ② 監査等委員でない社外取締役 2 名と社外監査等委員 2 名全員で構成する独立社外役員連絡会を年 5 回開催し、代表取締役に対して提言を行いました。
- ③ 「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」に基づき、グループ内通報制度である「オレンジホットライン」窓口を運用し、当社グループ内だけでなく加盟法人を含めたチェーン全体を範囲とし、社外の通報窓口を通じて内部通報を受け付けました。
- ④ 内部監査部は、業務の適正性および有効性について監査を行いました。
- ⑤ 「コンプライアンス基本規程」に基づき、全従業員に対しインサイダー取引規制や情報セキュリティに関するコンプライアンス教育を実施いたしました。
- ⑥ 「危機管理規程」および「オレンジホットライン規程」に基づき、各機能を担当する事業統括は、取締役会で重大事案およびオレンジホットライン通報案件に関して、その発生の状況等について報告するとともに、監査等委員会その他関係部署とも情報共有を行いました。なお、重大事案報告およびオレンジホットライン通報案件のうち特にチェーン全体で取り組みが必要な事項については、適宜注意を喚起し、チェーン全体に対して対応を呼びかけました。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメント委員会は、年次で設定されたリスク課題について、その実行状況をモニタリングいたしました。また、総務部、法務部、カーライフサポートセンター、内部監査部が連携することでリスクマネジメント委員会によるリスクのモニタリングと年次課題の実行状況の把握を補佐いたしました。
- ② 大規模な災害等の重大な危機が発生した場合は「危機管理規程」および「BCP（事業継続計画）マニュアル」に基づき危機対応本部を立ち上げ、迅速な対応を執る体制を確保しております。前事業年度に続き当事業年度においても年 2 回の訓練を行いました。前事業年度において刷新した安否確認システムをグループ各社へ拡大、連携を行い、より実効性を高める改善を継続しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当事業年度において取締役会を 14 回開催し、重要な事項について審議、決定いたしました。また、各分野を担当する取締役から長期ビジョン「Beyond AUTOBACS Vision 2032」、2024 中期経営計画「Accelerating Towards Excellence」、年度経営計画に基づき業務執行について報告を受けました。
- ② 当事業年度において経営会議を 12 回開催し、取締役会付議事項について、事業収益性およびリスク等について検討を行い、取締役会が十分な情報に基づいて適切な判断をするための事前審議を行いました。また、事業統括者会議を 5 回開催し、各事業および事業基盤における執行状況の確認や、個別投資案件に関するリスクの把握や評価に対する審議等を行いました。

(4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

内部監査部は、当社グループの業務の適正性および有効性について監査を行い、また、財務報告の信頼性にかかる内部統制の評価を行いました。当社の内部監査部・監査等委員会室を中心に当社の従業員が子会社の監査役に就任し、子会社の業務執行の適正性、経理財務状況についての監査を行いました。また、係る各活動について、内部監査部は月次で常勤監査等委員に対して詳細報告し、かつ、監査等委員会に纏め報告を行いました。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会を補助する組織として監査等委員会室を設置し、内部統制システムの構築・運用の知見を保有し、独立性を有する専任の従業員を複数名配置し、子会社の監査役に就任するなど監査等委員会の監査の実効性を確保しております。
- ② 監査等委員会では監査事項について検討・審議したほか、代表取締役社長、各事業部門の担当事業統括や、業務監査の過程で発見された事項について関連部門から状況をヒアリングし、改善すべき事項について提言をいたしました。また、監査等委員全員が取締役会、経営会議、事業統括者会議に出席し、適時、質問し、または意見を述べました。なお、社外監査等委員は全てのガバナンス委員会に出席し、指名、報酬およびその他ガバナンスに関する事項に係る答申や提言をしております。
- ③ 監査等委員会は会計監査人と月次で情報交換会を行いました。
- ④ 監査等委員会は当事業年度において子会社監査役を担当する部門とのミーティングを月 1 回開催するとともに、子会社の監査役を参加者とした子会社監査役連絡会を年 2 回開催し、子会社の監査および内部統制の状況について情報・意見交換を行い監査等委員会の監査が実効的に行われるように努めました。また、内部統制システムの実効性を点検するため、子会社については 13 社（うち海外 4 社）の往査およびリモートによる監査を実施いたしました。

なお、内部統制システムの構築および運用状況については、適宜、取締役会に報告され、また監査等委員会および内部監査部は、業務監査や内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を継続的に監査するとともに、内部統制の不備については是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

■ 会社支配に関する方針

当社は、2024 年 3 月 27 日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」につき、以下のとおり、決定しております。

当社は、1974 年にオートバックス第 1 号店を出店して以来、一貫してオートバックス本部、直営店および当社とフランチャイズ契約を締結する国内外の加盟店で構成するオートバックスフランチャイズチェーンを充実、発展させることにより、お客様の豊かなカーライフに貢献することを目指してまいりました。

現在においても、当社グループは当時の理念を継承しつつ、2023 年度には「社会の交通の安全とお客様の豊かな人生の実現」をパーパス（存在意義）と定め、2032 年度を目標年度とした進化の方向性（ありたい姿）を「『出かける楽しさ』を提案し続ける会社」と明示し、パーパスへの貢献に向けた取り組みを、迅速、果断な意思決定によって推進するとともに、お客様と社会にとってなくてはならない企業グループを目指し、日々取り組んでおります。

今後につきましても、オートバックスフランチャイズチェーンを基幹事業と位置付けつつ、最適なポートフォリオの構築による事業のさらなる発展を目指す一方、継続的なコーポレート・ガバナンスおよび IR の強化に努め、当社グループの経営の透明性を一層向上することが株主をはじめとするステークホルダーの皆様の利益の極大化に資するものと考えております。

従いまして、当社の財務および事業方針の決定を支配する者としては、オートバックスフランチャイズチェーンにおける加盟店・取引先や新たな事業領域における提携先、それら従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者でなければならないと確信しています。

連結株主資本等変動計算書

(2024 年 4 月 1 日から)
(2025 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	33,998	34,218	63,670	△6,970	124,917
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,471		△5,471
親会社株主に帰属する当期純利益			8,132		8,132
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		14	△84	1,031	960
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△93			△93
連結子会社の増加による自己株式の増加				△120	△120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△79	2,576	909	3,406
当 期 末 残 高	33,998	34,138	66,246	△6,060	128,323

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,124	1,803	3,928	307	129,152
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△5,471
親会社株主に帰属する当期純利益					8,132
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					960
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△93
連結子会社の増加による自己株式の増加					△120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△388	△55	△443	△151	△594
当 期 変 動 額 合 計	△388	△55	△443	△151	2,811
当 期 末 残 高	1,736	1,748	3,484	155	131,963

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数
40 社（新規 14 社 除外 2 社）
- (2) 主要な連結子会社の名称
株式会社オートバックス東日本販売
株式会社オートバックス南日本販売
AUTOBACS FRANCE S.A.S.
株式会社東葛ホールディングス
オトロンカーズ株式会社
株式会社 CAP スタイル
株式会社ホットスタッフコーポレーション
株式会社オートバックスフィナンシャルサービス

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数
12 社（新規 1 社 除外 1 社）
- (2) 主要な持分法適用関連会社の名称
株式会社バッファロー
株式会社北日本オートバックス

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会 社 名	決 算 日
澳德巴克斯（中国）汽車用品商業有限公司	12 月 31 日 ※1
株式会社ユータムエンタープライズ	6 月 30 日 ※1
シー・シックス・ツー・ホールディングス株式会社	2 月 28 日 ※2
株式会社ビーライン	2 月 28 日 ※2
株式会社タイヤ・COM	2 月 28 日 ※2

※1：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

※2：連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

カー用品等

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

車両

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産・使用権資産を除く)
- | | |
|---------------|--|
| a. 店舗用建物及び構築物 | 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 |
| 建物及び構築物 | 当社グループが独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物及び構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。 |
| | 3～20年 |
| b. 上記以外のもの | |
| 建物及び構築物 | 3～45年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～22年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社グループ内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 使用権資産
在外連結子会社が、IFRS第16号（リース）を適用したことにより計上した使用権資産については、定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金
連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社および連結子会社は、セグメントごとに下記事業を行っております。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。変更内容は「収益認識に関する注記」「(1)収益の分解情報」に記載の通りであります。

・「オートボックス事業」：国内のフランチャイズ加盟法人に対してカー用品等の卸売を行っております。

また主に国内外の一般消費者に対してカー用品等の販売、取付サービス、車の整備、車検および車の買取・販売・板金・塗装を行っております。

・「コンシューマ事業」：オートボックス事業以外の小売りとして、一般消費者に対して新車および中古車の買取・販売を行っております。また、法人顧客への販売や自社サイトおよび公式アプリにより実店舗と連携してカー用品等を提供しております。さらに車検・整備、板金事業等を行っております。

・「ホールセール事業」：主に国内のホームセンター等にカー用品などを卸売するほか、国外のフランチャイズ加盟法人や小売業者などにカー用品等の卸売・輸出販売を行っております。

・「拡張事業」：クレジット関連事業、保険代理店、国内のフランチャイズ加盟店での個別信用購入あっせん、提携カードの発行などを行うほか、同加盟法人等に備品等のリースを行っております。

これらの取引について当社および連結子会社は、商品の販売については商品の引渡、サービス等についてはサービスの提供という履行義務を負っております。履行義務を充足する通常の時点については、商品の販売については商品の引渡時点に、サービス等についてはサービス等の提供完了時において顧客が当該商品およびサービス等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点又はサービス等の提供完了時に収益を認識しております。

また、商品の販売については、収益は顧客との契約において約束された対価から返品および返品されると見込まれる相当額、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「非支配株主持分」に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 通貨スワップ

ヘッジ対象 外貨建買掛金

③ ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法

外貨建取引に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で、外貨建買掛金の残高および予定取引高の範囲内でヘッジする方針であり、有効性の評価を行い、経理部門においてチェックする体制をとっております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な期間に基づく定額法により償却を行っております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

有形及び無形固定資産に対する減損会計について

(1) オートバックス事業に係る店舗固定資産の減損評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 37,929 百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

来店される顧客に対してカー用品の販売および車のメンテナンスなどのサービスを提供する店舗を展開するオートバックス事業は当社グループの主要な事業であります。当該事業に係る有形固定資産残高は 37,929 百万円、総資産の 16.6%となっております。

当社グループはオートバックス事業において、店舗を運営する上で必要な建物などの主たる資産や車のメンテナンスなどのサービス提供に用いる工具器具などの資産を保有しております。

オートバックス事業に係る資産グループについてはキャッシュ・フローを生み出す最小単位を店舗として資産をグルーピングしております。土地の時価の著しい下落や継続的な営業損失等が発生した店舗については、減損の兆候を識別しております。国内においては減損の兆候を識別した店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることになった店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。海外においては減損の兆候を識別した店舗のうち、割引後将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることになった店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額としており、その際に用いられる割引率は加重平均資本コストを基礎として算出しております。

減損損失の認識の判定および使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは過去の実績や趨勢、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている予算などの内部情報を総合的に加味して、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して合理的に見積もっております。具体的には各店舗の将来収益予測と営業利益予測が重要な仮定に含まれております。

各店舗の将来収益予測および営業利益予測は、直近年度の客単価や客数といった実績を基礎として、市場の成長率、店舗毎の個別の事情を勘案した収益の回復・向上等を反映した見積りを行っております。

当該見積りを基に建物などの主要な資産の経済的残存使用年数を当該将来キャッシュ・フローにおける見積期間とし、それまでの当該期間に基づく趨勢を踏まえた成長率の仮定をおいて合理的に見積もっております。

経営者は当該見積りおよび当該仮定について、合理的であると考えております。しかしながら、将来の不確実な経済状況の変動等により当該見積りおよび当該仮定に関して見直しが必要になった場合、将来キャッシュ・フローを引き下げる要因を織り込み、その結果、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(2) オートバックス事業以外ののれん等の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

無形固定資産	17,370 百万円
うち、のれん	8,406 百万円
うち、その他	3,104 百万円
投資有価証券	9,145 百万円
うち、投資有価証券に含まれるのれん相当額	222 百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は 2024 中期経営計画「Accelerating Towards Excellence」に基づき、コンシューマ事業、ホールセール事業といったオートボックス事業以外の事業への投資を推進しております。

個々の投資に含まれるのれんおよびその他の無形固定資産、投資有価証券に含まれるのれん相当額の帳簿価額はのれんが 8,406 百万円、その他の無形固定資産が 3,104 百万円、投資有価証券に含まれるのれん相当額が 222 百万円、合計 11,733 百万円となり、総資産の 5.1%となっております。

オートボックス事業以外の事業を展開している会社について、超過収益力を反映した価額で買収を行っており、その結果生じたのれんやその他の無形固定資産が計上されております。のれんおよびその他の無形固定資産における資産グループについては、法人全体もしくは店舗など関連する資産グループに合理的な基準で配分して当該資産をグルーピングしております。

継続的な営業損失等が発生した資産グループについては減損の兆候を識別しております。減損の兆候を識別した資産グループのうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることになった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額としており、その際に用いられる割引率は、加重平均資本コストを基礎として算出しております。

減損損失の認識の判定および使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは過去の実績や趨勢、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている予算などの内部情報を総合的に加味して、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して合理的に見積もっております。具体的には将来キャッシュ・フロー予測が重要な仮定に含まれております。

各資産グループの将来キャッシュ・フロー予測は、直近年度の業績などの実績等を基礎として、期末時点で予測した売上の成長率、資産グループごとの個別の事情を勘案した収益の回復・向上等を反映した見積りを行い、見積期間をのれん、その他の無形固定資産、当該資産の配分先の資産グループの主たる資産の経済的残存使用年数としております。

経営者は当該見積りおよび当該仮定について、合理的であると考えております。しかしながら、将来の不確実な経済状況の変動等により当該見積りおよび当該仮定に関して見直しが必要になった場合、将来キャッシュ・フローを引き下げる要因を織り込み、その結果、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

受取手形	610 百万円
商品	357 百万円
建物及び構築物	517 百万円
機械装置及び運搬具	26 百万円
土地	864 百万円
計	2,376 百万円

担保に係る債務

買掛金	221 百万円
短期借入金	665 百万円
長期借入金	597 百万円
計	1,484 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 61,113 百万円

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

①オートボックス事業

用途	種類	場所	拠点数	金額 (百万円)
店舗	使用権資産、のれん、建物及び構築物、ソフトウェア等	フランス	5	387
合 計			5	387

②ホールセール事業

用途	種類	場所	拠点数	金額 (百万円)
店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品	関東	1	74
合 計			1	74

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位としております。

継続的な営業損失等が発生した店舗、事業所や退店が決まった店舗において、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」462百万円として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、使用権資産 217 百万円、のれん 143 百万円、建物及び構築物 82 百万円、ソフトウェア 10 百万円、工具、器具及び備品 7 百万円であります。

なお、原則として当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額としております。正味売却価額については、回収可能価額を零として算定しております。

フランスの資金生成単位の回収可能価額は、国際財務報告基準に基づく公正価値により算定しております。

なお、当該公正価値はインカム・アプローチにより測定しており、割引率は 9.09%であります。

2. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、〔収益認識に関する注記〕「(1) 収益の分解情報」に記載のとおりであります。

3. 負ののれん発生益

当社が株式会社ピューマを連結子会社化したこと、および当社の連結子会社である株式会社オートボックス・ディーラーグループ・ホールディングスが株式会社東葛ホールディングスを連結子会社化したことに伴い発生したものであります。

4. 段階取得に係る差損

当社が株式会社ピューマを連結子会社化したことに伴い発生したものであります。

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 82,050,105 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払金額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024 年 6 月 27 日 定 時 株 主 総 会	普通株式	3,120	(注) 40	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 28 日
2024 年 10 月 31 日 取 締 役 会	普通株式	2,351	30	2024 年 9 月 30 日	2024 年 11 月 25 日

(注) 1株あたり配当額には、オートボックス誕生 50 周年記念配当 10 円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025 年 6 月 24 日 定 時 株 主 総 会	普通株式	2,354	利益剰余金	30	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らし、必要に応じて主に銀行借入によって資金を調達しております。
また、一時的な待機資金は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金および未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は、主に上場株式を含むその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期貸付金および長期貸付金はフランチャイズ加盟法人、関連会社等に対するものであり、当該法人等の信用リスクに晒されております。

当社グループの店舗建物は、ほとんどが独自の仕様であり、貸主より賃借し、フランチャイズ加盟法人へ転貸しております。差入保証金の主なものは、当該契約に基づき貸主に差し入れているものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

リース投資資産の主なものは、上記店舗建物のうち、当社が所有する資産をフランチャイズ加盟法人へリースしているものであり、当該法人の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに未払金は、そのほとんどが 1 ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に M&A 投資資金や設備投資資金等に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後 27 年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権および貸付金について、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、財務状況や市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、為替や金利等の変動リスクについては金額的重要性が軽微であるため、記載を省略しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、そのほとんどがグループファイナンス制度によって当社から資金調達を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「受取手形」、「短期貸付金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」および「未払法人税等」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 売掛金	28,583		
貸倒引当金 ※1	△48		
	28,534	28,211	△323
(2) リース投資資産 ※2	3,054	3,271	216
(3) 投資有価証券 ※3	5,477	4,841	△636
(4) 長期貸付金 ※4	54	59	5
(5) 差入保証金	11,998	11,011	△987
資 産 計	49,120	47,394	△1,725
(1) 社債	200	196	△3
(2) 長期借入金 ※5	29,583	29,288	△294
(3) リース債務 ※6	2,841	2,739	△102
負 債 計	32,624	32,224	△400

※1. 債権に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

※2. 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額1百万円であります。

※3. 市場価格のない株式等は、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	3,667

※4. 1年内返済予定の長期貸付金を含んでおります。

※5. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

※6. 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (百 万 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4,191	—	—	4,191
資産計	4,191	—	—	4,191

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (百 万 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
売掛金	—	28,211	—	28,211
リース投資資産	—	3,271	—	3,271
投資有価証券 関連会社株式	649	—	—	649
長期貸付金	—	59	—	59
差入保証金	—	11,011	—	11,011
資産計	649	42,553	—	43,203
社債	—	196	—	196
長期借入金	—	29,288	—	29,288
リース債務	—	2,739	—	2,739
負債計	—	32,224	—	32,224

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金、リース投資資産、長期貸付金および差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を元に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金およびリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を元に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔収益認識に関する注記〕

(1) 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト					調 整 額	連 結 損 益 計 算 書 計 上 額
	オートバック ス 事 業	コ ン シ ュ ー マ 事 業	ホールセール事業	拡 張 事 業	合 計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	192,130	29,039	24,494	1,458	247,123	—	247,123
その他の収益	—	—	—	2,402	2,402	—	2,402
計	192,130	29,039	24,494	3,861	249,525	—	249,525

(注) 当社は、2024年5月に発表した2024中期経営計画「Accelerating Towards Excellence」において、お客様にとっての「モビリティライフのインフラ」をグローバルで目指すことを新たな方向性に掲げ、小売りと卸売りの二軸に経営資源を集中し強化する体制への変更を進めております。この方向性に沿った取り組みを速やかに開始し戦略実行のスピードアップを図るために、当連結会計年度より、従来、「国内オートバックス事業」「海外事業」「ディーラー・BtoB・オンラインアライアンス事業」および「その他の事業」に区分したセグメントを、小売りと卸売りを軸とした報告セグメントに変更いたしました。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」「4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準 ② 顧客との契約から生じる収益の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	891
契約負債（期末残高）	2,040

契約負債は、顧客へ販売した商品に対する補償等のサービスの提供に関連するもの及び自社ローンに対する一定期間の分割回収手数料であります。

顧客からは契約締結時に全額代金を収受又は自社ローン契約を締結しております。主な取引としては、中古車両の自社ローンによる販売、タイヤ購入後6ヶ月間、12ヶ月間、18ヶ月間のパンク修理補償やカーナビ等の3年又は5年間の延長修理保証、オイル交換等の2年～7年間の車のメンテナンスサービス等であります。

当社は自社ローン契約については一定期間でのローン契約の提供、又メンテナンスサービス等の取引については、一時点でのタイヤ・オイル交換等のサービスの提供や、一定期間での修理保証の提供という履行義務を負っております。履行義務を充足する通常の時点については、一時点でのタイヤ・オイル交換等のサービスの提供という履行義務については各種サービス提供時点で、一定期間でのローン契約の提供や修理保証の提供という履行義務については、ローン契約期間又は保証契約期間にわたり定額で収益を認識しており、契約負債はその時点で取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、551百万円であります。

また、当連結会計年度の契約負債の増加は、いずれも主として企業結合による増加により生じたものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	984
1年超2年以内	594
2年超3年以内	295
3年超	166
合計	2,040

〔企業結合等関係〕

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ビューマ

事業の内容：カー用品小売、車検、洗車、損害保険代理店、板金・塗装、車両販売、ガソリンスタンド

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは 2024 中期経営計画「Accelerating Towards Excellence」において、オートバックス事業の収益拡大を目指し、さまざまな施策を展開しています。このたび、当社の資本力と同社の事業展開力による相乗効果により、カーアフターマーケット市場における競争力を強化させるとともに、さらなる収益力の向上を目的に、同社を完全子会社といたしました。

(3) 企業結合日

2024 年 8 月 1 日（みなし取得日 2024 年 7 月 1 日）

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 32.54%

企業結合日に追加取得した議決権比率 67.46%

取得後の議決権比率 100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社保有自己株式と被取得企業の株式を株式交換により取得したことによるものです。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024 年 7 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

なお、被取得企業は持分法適用関連会社であったため、2024 年 4 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までの業績は、持分法による投資損益として計上しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合の直前に保有していた普通株式の企業結合日における時価 264 百万円

追加取得の対価 当社普通株式 547 百万円

取得原価 812 百万円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

株式会社ビューマの普通株式 1 株：当社の普通株式 450.247 株

(2) 株式交換比率の算定方法

上場会社である当社の株式価値は市場株価平均法にて、非上場会社である株式会社ビューマの株式価値は EV/EBITDA マルチプル法を採択し、これらマーケットアプローチによる算定結果を基に当事者間で協議のうえ決定しております。

(3) 交付した株式数

358,396 株

5. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 132 百万円

6. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

461 百万円

(2) 発生原因

企業結合時における時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,800 百万円
固定資産	920
資産合計	2,720
流動負債	1,316
固定負債	130
負債合計	1,446

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：オトロンカーズ株式会社

事業の内容：自社ローン型中古車販売事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「社会の交通の安全とお客様の豊かな人生の実現」をパーパスに掲げ、人とクルマが共存し続けられるサステナブルな社会の実現を目指しております。2024 年 5 月には、長期的かつ持続的な企業価値向上を目指して、さらに加速度的な成長を実現すべく、2024 中期経営計画「Accelerating Towards Excellence」を発表いたしました。本取引は、同中期経営計画の戦略の一つである「モビリティライフを支え続けるタッチポイントの創出」における重点施策「出店を含む新規拠点・チャネルの拡大（100 拠点）」の一環であり、オトロンカーズ株式会社が当社グループに加わることで、当社グループの既存事業へさまざまなシナジーを生み、重要な事業ドメインとしている中古車販売事業の競争力強化に資すると判断いたしました。

(3) 企業結合日

2024 年 8 月 30 日（みなし取得日 2024 年 9 月 30 日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,360 百万円
取得原価		3,360 百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 248 百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,127 百万円

(2) 発生原因

主として、オトロンカーズ株式会社の今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

15 年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8,049 百万円
固定資産	2,169
資産合計	10,219
流動負債	7,385
固定負債	1,600
負債合計	8,986

7. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	償却期間
商標権	890 百万円	10 年

取得による企業結合（株式会社東葛ホールディングスに対する公開買付け）

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社東葛ホールディングス（同社の子会社 3 社も含む）

事業の内容：自動車販売関連事業、生命保険・損害保険代理店業関連事業及び钣金塗装事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、2023 年 5 月に、2033 年 3 月期の連結売上高 5,000 億円の達成を目指す長期ビジョン「Beyond AUTOBACS Vision 2032」を発表し、また、当該長期ビジョンの達成に向け、2024 年 5 月に、2025 年 3 月期から 2027 年 3 月期の 3 カ年の 2024 中期経営計画「Accelerating Towards Excellence」を発表しております。

当社グループは、様々な事業領域に挑戦しており、国内の一般消費者に対して自動車の販売及びサービスを提供するディーラー事業を展開しております。

当該事業は、事業戦略の重要な位置付けにあり、今後も積極的に投資を行い、事業拡大を図っていくべき事業領域と位置付けております。株式会社東葛ホールディングスが当社グループに加わることで、当社グループの既存事業とさまざまなシナジーを生み出すと判断いたしました。

(3) 企業結合日

2024 年 10 月 1 日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

2024 年 10 月 1 日	89.02%
2024 年 12 月 30 日	10.98%
	100.00%

なお、当社は、本公開買付け決済完了後に、株式会社東葛ホールディングスが所有する自己株式を除く株式の全てを所有していなかったことから、株式会社東葛ホールディングスを当社の完全子会社とするためのスクイーズアウト手続きとして、2024 年 12 月 30 日を効力発生日とする株式併合を実施しました。

株式会社東葛ホールディングスは会社法第 182 条の 4 第 1 項に基づき、株式併合により発生した 1 株に満たない端数を追加取得し、株式会社東葛ホールディングスは当社の完全子会社となりました。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングスが現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,671 百万円
取得原価		3,671 百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 124 百万円

5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

568 百万円

(2) 発生原因

企業結合時における時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,634 百万円
固定資産	2,974
資産合計	7,608
流動負債	2,780
固定負債	588
負債合計	3,369

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：PCT ホールディングス株式会社（現パワーコントロールテック株式会社）

事業の内容：電気工事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「社会の交通の安全とお客様の豊かな人生の実現」をパーパスに掲げ、人とクルマが共存し続けられるサステナブルな社会の実現を目指しております。2024 年 5 月には、長期的かつ持続的な企業価値向上を目指して、さらに加速度的な成長を実現すべく、2024 中期経営計画「Accelerating Towards Excellence」を発表いたしました。

本株式取得は、同中期経営計画の戦略の一つである「モビリティライフの変化に対応した新たな事業ドメインの設定」の一環として E V ソリューション事業の競争力強化に資すると判断いたしました。

パワーコントロールテック株式会社は、電気設備・施工・管理を一貫して提供できるサービス体制を整え、群馬県を中心に事業展開しております。今後は、オートバックスグループでさまざまなシナジーを実現しつつ、パワーコントロールテック株式会社が有する電気設備・施工・管理のノウハウを活用し、お客様にさらなる安心とより良いサービスの提供に向け、E V ソリューション事業を推進してまいります。

当社グループは、今後もさまざまな事業を通じてお客様の安全・安心と、利便性向上に取り組むとともに、環境・社会課題解決の一端を担い、自動車業界のサステナブルな発展に寄与してまいります。

(3) 企業結合日

2024 年 10 月 1 日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

PCT ホールディングス株式会社は、2025 年 3 月 1 日に同社の子会社であるパワーコントロールテック株式会社と吸収合併し、消滅会社となっております。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングスが現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,000 百万円
取得原価		1,000 百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 84 百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

785 百万円

(2) 発生原因

主として、パワーコントロールテック株式会社の今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

15 年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	274 百万円
固定資産	45
資産合計	319
流動負債	100
固定負債	5
負債合計	105

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：シー・シックス・ツー・ホールディングス株式会社（株式会社ビーラインを含めた同社の子会社 2 社も含む）

事業の内容：自動車用タイヤおよびホイール販売事業を行うビーライングループの持株会社

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「社会の交通の安全とお客様の豊かな人生の実現」をパーパスに掲げ、人とクルマが共存し続けられるサステナブルな社会の実現を目指しております。2024 年 5 月には、長期的かつ持続的な企業価値向上を目指して、さらに加速度的な成長を実現すべく、2024 中期経営計画「Accelerating Towards Excellence」を発表いたしました。

本取引は、同中期経営計画の戦略の一つである「モビリティライフを支え続けるタッチポイントの創出」における重点施策「出店を含む新規拠点・チャネルの拡大（100 拠点）」の一環として実施するものです。株式会社ビーラインは 1999 年の創業以来、九州エリアを中心に小売店舗網を展開しており、タイヤ専門店として地域のお客様のニーズに応え成長を続けております。株式会社ビーラインが当社グループに加わることで、重要な事業ドメインとしているタイヤ販売事業の競争力強化に資すると判断いたしました。

当社グループは、今後もさまざまな事業を通じてお客様の安全・安心と、利便性向上に取り組む続けるとともに、環境・社会課題解決の一端を担い、自動車業界のサステナブルな発展に寄与してまいります。

(3) 企業結合日

2025 年 1 月 29 日（みなし取得日 2025 年 2 月 28 日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度では貸借対照表のみ連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,650 百万円
取得原価		5,650 百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 243 百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

5,025 百万円

(2) 発生原因

主として、シー・シックス・ツー・ホールディングス株式会社（子会社 2 社も含む）の今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

15 年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,299 百万円
固定資産	1,804
資産合計	4,103
流動負債	884
固定負債	2,595
負債合計	3,479

7. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	償却期間
商標権	1,550 百万円	20 年

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1. 1 株当たり純資産額	1,679 円 29 銭
2. 1 株当たり当期純利益	103 円 89 銭

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
					事業拡張 積立金	資産圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	796	36,350	8,392	47,501
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△5,471	△5,471
当 期 純 利 益								6,548	6,548
資産圧縮積立金の取崩						△0		0	－
自己株式の取得									
自己株式の処分								△84	△84
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△0	－	992	992
当 期 末 残 高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	796	36,350	9,384	48,493

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△6,905	108,872	2,111	2,111	110,983
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△5,471			△5,471
当 期 純 利 益		6,548			6,548
資産圧縮積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	846	761			761
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△378	△378	△378
当 期 変 動 額 合 計	845	1,837	△378	△378	1,459
当 期 末 残 高	△6,060	110,710	1,732	1,732	112,443

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① カー用品等

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 車両

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

① 店舗用建物及び構築物

当社が独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物及び構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。

建物

3～20年

構築物

3～20年

② 上記以外のもの

建物

3～45年

構築物

3～30年

機械及び装置

5～22年

工具、器具及び備品

2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社は、2024年5月に発表した2024中期経営計画「Accelerating Towards Excellence」において、お客様にとっての「モビリティライフのインフラ」をグローバルで目指すことを新たな方向性に掲げ、小売りと卸売りの二軸に経営資源を集中し強化する体制への変更を進めております。この方向性に沿った取り組みを速やかに開始し戦略実行のスピードアップを図るために、当連結会計年度より、従来、「国内オートバックス事業」「海外事業」「ディーラー・BtoB・オンラインアライアンス事業」および「その他の事業」に区分したセグメントを、小売りと卸売りを軸とした報告セグメントに変更いたしました。

当社は、セグメントごとに下記事業を行っております。

- ・「オートバックス事業」：国内のフランチャイズ加盟法人等に対してカー用品等の卸売を行っております。
また主に国内の一般消費者に対してカー用品等の販売、取付サービス、車の整備、車検および車の買取・販売・板金・塗装を行っております。
- ・「コンシューマ事業」：オートバックス事業以外的小売りとして、自社サイトおよび公式アプリにより実店舗と連携してカー用品等を提供しております。
- ・「ホールセール事業」：オートバックス事業以外卸売りとして、ライフスタイルブランドをはじめとするプライベートブランド等の卸売を行っております。
- ・「拡張事業」：物件・立地開発、EVソリューション等の周辺事業を行っております。

これらの取引について当社は、商品の販売については商品の引渡、サービス等についてはサービスの提供という履行義務を負っております。履行義務を充足する通常の時点については、商品の販売については商品の引渡時点に、サービス等についてはサービス等の提供完了時において顧客が当該商品およびサービス等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点又はサービス等の提供完了時に収益を認識しております。

また、商品の販売については、収益は顧客との契約において約束された対価から返品および返品されると見込まれる相当額、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

(1) オートバックス事業に係る店舗固定資産の減損評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 32,559 百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

来店される顧客に対してカー用品の販売および車のメンテナンスなどのサービスを提供する店舗を展開するオートバックス事業は当社の主要な事業であります。当該事業に係る有形固定資産残高は 32,559 百万円、総資産の 18.4%となっております。

当社はオートバックス事業において、店舗を運営する上で必要な建物などの主たる資産や車のメンテナンスなどのサービス提供に用いる工具器具などの資産を保有しております。

オートバックス事業に係る資産グループについてはキャッシュ・フローを生み出す最小単位を店舗として資産をグルーピングしております。土地の時価の著しい下落や継続的な営業損失等が発生した店舗については、減損の兆候を識別しております。減損の兆候を識別した店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることになった店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額としております。

減損損失の認識の判定において用いられる将来キャッシュ・フローは過去の実績や趨勢、経営環境などの外部要因に関する情報や当社が用いている予算などの内部情報を総合的に加味して、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して合理的に見積もっております。具体的には各店舗の将来収益予測と営業利益予測が重要な仮定に含まれております。

各店舗の将来収益予測および営業利益予測は、直近年度の客単価や客数といった実績を基礎として、市場の成長率、店舗毎の個別の事情を勘案した収益の回復・向上等を反映した見積りを行っております。

当該見積りを基に建物などの主要な資産の経済的残存使用年数を当該将来キャッシュ・フローにおける見積期間とし、それまでの当該期間に基づく趨勢を踏まえた成長率の仮定をおいて合理的に見積もっております。

経営者は当該見積りおよび当該仮定について、合理的であると考えております。しかしながら、将来の不確実な経済状況の変動等により当該見積りおよび当該仮定に関して見直しが必要になった場合、将来キャッシュ・フローを引き下げる要因を織り込み、その結果、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(2) オートバックス事業以外の関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 22,604 百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は 2024 中期経営計画「Accelerating Towards Excellence」に基づき、コンシューマ事業、ホールセール事業といったオートバックス事業以外の事業への投資を推進しております。

コンシューマ事業、ホールセール事業といったオートバックス事業以外の事業の関係会社株式の帳簿価額は 22,604 百万円、総資産の 12.8%となっております。

オートバックス事業以外の事業においては、超過収益力を反映した価額で買収を行っており、取得した株式が関係会社株式として計上されております。

減損処理の要否を検討するにあたり、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較して、実質価額が著しく低下して回収可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合は、帳簿価額を実質価額まで減額し、帳簿価額の減少額は関係会社株式評価損として認識されます。

当該実質価額の見積要素については、連結計算書類「注記事項〔会計上の見積りに関する注記〕有形及び無形固定資産に対する減損会計について(2) オートバックス事業以外ののれん等の評価」の内容と同一であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,679 百万円

2. 保証債務

(1) 次の子会社について、仕入先からの債務に対し債務保証を行っております。

(株)CAPスタイル 239 百万円

(株)ボックス・アドバンス 221 百万円

計 461 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権 21,587 百万円

(2) 長期金銭債権 1 百万円

(3) 短期金銭債務 7,173 百万円

(4) 長期金銭債務 920 百万円

4. 貸出コミットメント

貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 30,730 百万円

貸出実行残高 12,480 百万円

差引額 18,249 百万円

なお、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の信用状態等に関する審査を貸出しの条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高 66,419 百万円

仕入高 11,499 百万円

その他の営業取引 3,530 百万円

(2) 営業取引以外の取引高 2,524 百万円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

ホールセール事業

用途	種類	場所	拠点数	金額 (百万円)
店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品	関東	1	74
合 計			1	74

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位として、資産のグルーピングをしております。退店が決まった店舗において、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」74 百万円として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額としております。正味売却価額については、回収可能価額を零として算定しております。

3.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,559,443 株
------	-------------

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

未払金否認	306
未払事業税	121
商品評価損否認	129
貸倒引当金損金算入限度超過額	264
商品仕入割戻配賦額否認	21
売上値引	7
リース原価損金算入限度超過額	1,406
減価償却費損金算入限度超過額	489
減損損失	1,867
関係会社株式評価損否認	5,302
投資有価証券評価損否認	239
債権譲渡損失否認	1,002
資産除去債務否認	365
税務上の収益認識差額	545
その他	168

繰延税金資産小計	12,238
----------	--------

評価性引当額	△8,151
--------	--------

繰延税金資産合計	4,087
----------	-------

繰延税金負債

資産圧縮積立金	△349
その他有価証券評価差額金	△651
税務上の収益認識差額	△461
その他	△90

繰延税金負債合計	△1,553
----------	--------

繰延税金資産の純額	2,533
-----------	-------

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有(被所有)の割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	㈱オートボックスフィナンシャルサービス	所有 直接 100%	資金取引	資 金 貸 付 (注) 2	3,542	短期貸付金 関 係 会 社 長期貸付金	4,405 6,500
子 会 社	シー・シックス・ツー・ホールディングス(株)	所有 直接 100%	資金取引	資 金 貸 付 (注) 2	2,359	短期貸付金 関 係 会 社 長期貸付金	337 2,022
子 会 社	㈱オートボックス・ディーラーグループ・ホールディングス	所有 直接 100%	資金取引	資 金 貸 付 (注) 2	1,800	短期貸付金	1,800
子 会 社	㈱オートボックス南日本販売	所有 直接 100%	不動産取引	不動産の賃貸	—	リース投資資産	1,858

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸付金および預り金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約(極度額 18,000 百万円)を締結しております。

〔収益認識に関する注記〕

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,432 円 57 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 83 円 64 銭 |

■連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社オートバックスセブン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートバックスセブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算

書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社オートバックスセブン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、事業統括及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役、事業統括及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、内部監査部門から監査の結果の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の整備・運用評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の

利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 5 月 26 日

株式会社オートバックスセブン 監査等委員会

常勤監査等委員 池 田 知 明 ⑩

常勤社外監査等委員 小 泉 正 己 ⑩

社外監査等委員 金 丸 絢 子 ⑩

(注) 監査等委員 小泉 正己及び金丸 絢子は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

以 上